

令和7年度 長井市住宅リフォーム補助金のご案内

◆補助を受ける条件

- ① 長井市に住所を有する(令和7年度中に居住する予定の方を含む)方で市内に所有する住宅のリフォームであること
- ② 市内に本店・支店・営業所などを有する施工業者(ただし、法人の場合、本店住所が山形県内となっていること)と請負契約した工事であること
- ③ 下記の要件工事のうち基準点数以上の工事であること
- ④ 市税等の滞納がない者
- ⑤ 住宅1戸につき同一年度に同じ補助金を受領していないこと
- ⑥ 申請前に着工していないこと(※工事着工前に申請してください)
- ⑦ 令和8年1月末日までに、工事の完了報告(実績報告書の提出)ができること

市内業者と契約し、
住宅のリフォーム・
増改築をされる方

◆補助対象区分

	世帯要件	補助内容
①	一般世帯	補助率20%(上限24万円)
②	移住/子育て/新婚 世帯	補助率30%(上限30万円)

◆世帯要件

移住世帯	令和2年4月1日以降に県外から長井市に移住した世帯 など
子育て世帯	平成19年4月2日以降に生まれた子がいる世帯
新婚世帯	申請日において婚姻した日から5年以内である世帯

◆要件工事

①	寒さ対策・断熱化	開口部に断熱サッシ設置(断熱等級4相当)、外壁・天井・床等に断熱材設置(断熱等級4相当)、浴室等に暖房機器設置 など
②	バリアフリー化	居室や移動経路の段差解消、手すり設置、和式から洋式への便器交換、開戸を引戸へ交換 など
③	克雪化	雪止め、雪割版設置、融雪(消雪)設備設置 など
④	山形県産材使用	0.4㎡以上の県産木材を使用(工事費が50万円以下の場合は0.2㎡以上)

◆申請時の提出書類

・補助金交付申請書	・暴力団排除に関する誓約書	・工事請負契約書の写し
・工事見積書	・工事図面(工事箇所がわかるもの)	・着工前写真(工事箇所が映るもの)
・市税等納税証明書	・工事基準点算出表(チェックリスト)	・その他(住民票、県産木材使用量計算書)

◆申込期間

令和7年4月1日 ～ 令和7年12月末日まで
ただし、受付は先着順で予算の範囲内となります。

◆お問い合わせ先

※詳しくは市HPをご覧ください。

長井市 建設課 都市・住まい政策室 ☎0238-82-8018(直通)

※公共事業又は民間事業で建物移転補償による工事をする場合は、補助対象となりません。